

グループホーム コージー 運営規程

〔 認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護 〕

(規程の目的)

第1条 医療法人誠和会が開設する認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム コージー」が実施する指定認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)・指定介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用共同生活介護)（以下、「介護サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護状態等にある認知症高齢者の入居に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入居者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という）を作成することにより、入居者が必要とする適切な介護サービスを提供する。
- 3 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 4 入居者及びその家族に対し、介護サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持って介護サービスを提供する。
- 6 常に、提供した介護サービスの質の管理、評価を行う。
- 7 本事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努める。
- 8 本事業所は、各共同生活居住の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護)を提供する。又入居

者が入院等のために、長期間にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム コージー
- (2) 開設年月日 平成 21 年 10 月 1 日
- (3) 所在地 岡山県倉敷市中島 848 番地 6
- (4) 電話番号 086-460-3818 FAX 番号 086-466-2099
- (5) 管理者 安藤 大樹 (グリーン棟) 太田 充 (オレンジ棟)
- (6) 介護保険指定番号 3390200420

(入居定員)

- 第5条 1 事業所の入居定員は2ユニット18名とする。
- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ①管理者 2名 (常勤：計画作成担当者兼務、介護職員兼務)
従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
管理者は、適切な事業を提供するために必要な知識及び経験を有する。
- ②計画作成担当者 2名 (常勤：管理者兼務 介護職員兼務)
計画作成担当者は、適切な介護計画を作成するものとし、1名は介護支援専門員の資格をもって充てる。
- ③介護職員 14名以上 (うち常勤12名以上)
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(介護計画の作成)

- 第7条 介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び代理人、家族に対し当該介護計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 入居者に対して、介護計画に基づいて各種介護サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(介護サービスの内容)

第8条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- ①食事、排泄、入浴、着替え等の身の回りの介護支援
- ②買い物、家事など日常生活を行うことによる機能訓練

③入居者自身が日常生活上、行うことが困難であることの世話

④必要に応じた入居者の相談、援助等

(入退居にあたっての留意事項)

第9条 本事業は、倉敷市の介護保険被保険者であること及び要介護者・要支援2の者であって認知症の状態にあるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をする。
- 3 入居申込者が入院治療を要するものであること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期限を定めるものとする。
- 6 入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 7 入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 8 入居者の面会については、入居者の生活に支障がない時間とする。
- 9 入居者の外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出る。
- 10 入居者の協力医療機関以外の受診については家族の協力を得ることとする。
- 11 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。
- 12 他の入居者の迷惑になる行為が連続して起こる場合は、入居者家族に相談の上入居の継続について検討する。
- 13 入居者とその家族は営利行為、宗教活動及び政治活動は禁止とする、

(利用料等)

第10条 本事業における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容及び利用料その他の費用の額は認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護)の重要事項説明書と介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護)の重要事項説明書の「8.利用料」に示します。

- 2 月の途中における入退居については、入退居日を含めた利用日数分で家賃、光熱水費、管理費を日割り計算により精算する。
- 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、原則的に金融機関口座からの自動引き落としにより、指定期日までに受けるものとする。

(身体拘束の廃止)

第11条 本事業は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護する必要がある場合はその様態及び時間、利用者の身体状況、拘束の理由等を記録し、早期に廃止できるようにする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 事業者は非常災害時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行う。

3 スプリンクラー、自動火災報知器等の保守管理を行う。(点検は契約業者実施)

4 年間2回以上の昼・夜間災害を想定した非常災害訓練を実施する。

(通報、消火、避難を含む総合訓練とする)

(緊急時における対応)

第13条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(衛生管理)

第15条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 従業者は、業務上知り得た情報についての、就業規則の定めるところに従い、在職中、在職後を問わず秘密を保持する。また従業者に対して、正当な理由が無く、その業務上その知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を行う。

(虐待の防止)

第17条 本事業は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする。

- ・委員会の設置(抑制虐待防止委員会)、責任者の選任(年1回)
- ・虐待を防止するための従業者に対する定期的研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

- 2 本事業は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は利用者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通達するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 その他運営に関する重要事項として、利用契約において損害賠償業務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- 2 この規程に定める事項の他に、介護サービスの提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、入居者保護の観点に立って、問題解決にあたります。

- 3 運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料に関する重要事項及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。

- 4 本事業者は入居者、入居者の家族、事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。

本事業者は2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 5 事業者は、入居者への介護支援サービスの質をつねに向上することを目的に、従業員に対して研修の機会を設ける。

（付則）この規程は、平成21年10月 1日から施行する。

平成21年11月 1日から改定。

平成24年 4月 1日から改定。

平成26年 4月 1日から改定。

平成30年 8月 1日から改定。

令和 元年10月 1日から改定。

令和 3年 4月 1日から改定。

令和 4年 4月 1日から改定。

令和 4年 10月1日から改定。

令和 6年 8月 1日から改定。